

承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤の概要について

(1) 主成分

ブロノポール

(2) 対象動物

さけ・ます、あゆ等のニシン目魚類

(3) 用法及び用量

受精後 24 時間から発眼卵として検卵するまで飼育水 1 L 当たり 0.1mL を均一に混ぜ（ブロノポールとして 50mg/L）、1 日 1 回 30 分間薬浴する。

(4) 効能又は効果

孵化を目的としたさけ・ます、あゆ等のニシン目魚類の魚卵の消毒（ミズカビ（*Saprolegnia diclina*）の寄生繁茂の蔓延抑制）

※ミズカビは、*Saprolegnia* 属（主に *Saprolegnia diclina*）の真菌で、さけ・ます、あゆ等の受精卵の孵化までの間に死卵が発生すると死卵に寄生繁茂し、周囲の生卵に蔓延し、発眼率・孵化率に大きな影響を及ぼす。

2 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 23 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定による上記動物用医薬品の輸入承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号）